

概要版 —— こんなときどうするの？ ——

こんなときどうするの？

診 察

『虐待を受けたと思われる子を診察したら』

● 虐待とは・・・

身体的虐待： 打撲傷、あざ、骨折、頭蓋内出血などの頭部外傷、内臓損傷などの外傷のほか、殴る、蹴るなど生命に危険のある暴行を行っている状態。

性的虐待： 子どもへの性的暴行、性的行為の強要・教唆など。

ネグレクト： 食事、住居、衣服などが極端に不適切で健康状態を損なうほどの状態や、乳幼児を車中や家の中に放置することなど。

心理的虐待： ことばによる脅かしや強迫、また子どもを無視したり拒否的な態度をとることなど。

● 通告先 （資料編 P.68 ～ P.74 を参照）

児童相談所

連絡先

子ども家庭支援センター

連絡先

● 準備すること・活用できる内容

- ① 受診の経過
- ② 病院が虐待を疑った理由
- ③ 保護者が医者等に行った説明
- ④ 子どもの現在の医学的な危険度
- ⑤ 医学的な予後

診 察

『気になる親子を診察したら』

● 「気になる親子」とは・・・

虐待のリスク要因がある場合

- 子どもの状況： 低出生体重児、疾患、障害、発育発達の遅れ
- 保護者の状況： 育児不安、若年の親、精神疾患、生活環境が不遇
- 養育環境： ひとり親家庭、未婚、内縁関係の家庭、経済不安、地域から孤立

その他しばしばみられる保護者の行動様式

- ・ 厳しい体罰を当然と考えている
 - ・ 親自身に虐待を受けた既往がある
 - ・ 孤立した生活（自分から拒否、周囲から見放されるなど）
 - ・ 子どもに心理的に過度に依存し、不満を子どもにぶつける
 - ・ 一貫した子どもへの養育態度がない
 - ・ 他人との信頼関係が築けない
- ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・など

● 連絡先 （資料編 P.68 ～ P.74 を参照）

児童相談所

連絡先

子ども家庭支援センター

連絡先

● 連絡の方法

虐待かどうか判断できない、または育児困難な状況にある事例などを発見した場合は、本人の同意を得たうえで、まずは関係機関に相談、連絡しましょう。

原則として本人の同意が必要



判断

『まずは関係機関に相談を』

診断書や意見書は、虐待であるという断定ができなくても、その傷が不自然な外傷であり虐待の可能性も考えられるという内容でも十分です。

『虐待』の判断に迷ったら、下記の臨床診断例なども参考にしてください。

★「児童虐待の早期発見と防止マニュアル」日本医師会

連携

『医療機関は地域のネットワークの一員です。』

虐待事例や要支援家庭への迅速かつ適切な対応のためには、関係機関との連携が不可欠です。

医療機関には、健康診査や診療の場面での虐待事例、要支援家庭の早期発見の役割が期待されるとともに地域ネットワークの一員として情報交換や支援の協議を行う機関でもあります。

個人情報

『医療関係者の義務』

医療関係者は、あらかじめ本人の同意を得ないで個人データを第三者に提供してはならないとされています。しかし、いくつかの例外事項が設けられ、虐待事例や要支援家庭に関する情報の提供は、この例外に該当します。子どもの健全な育成を推進するための必要な情報提供が求められますが、いずれの場合も、本人の同意を得るなどの努力は怠るべきではありません。

窓口

『地域の関係機関はこちら』

子どもに関する第一義的な相談は、平成 17 年 4 月から各区市町村で受け付けることになりました。

しかし、区市町村にはさまざまな窓口があり、医療機関からはその違いが分かりにくいのが事実です。

明らかに虐待と判断できる事例は、児童相談所か子ども家庭支援センターに通告をしてください。虐待かどうかの判断が難しい事例、「気になる親子」の事例は保健センターか子ども家庭支援センターに連絡してください。もし、連絡先がすぐに思い出せない場合は、少なくとも普段から連絡を取り合う自治体の窓口には相談してください。相談を受けた機関が、地域のネットワークを活用して適切な支援ができるよう調整します。そしてこのネットワークには相談をした医療機関も入り、一緒に方策を考えていきます。自治体の窓口一覧は資料編 P.68 以降を参考にしてください。

